

平成29年第18回教育委員会議事録

平成29年11月24日（金）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 平成29年11月24日（金）午後2時00分～午後2時16分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 井 出 隆 安 委 員 久 保 田 福 美
委 員 伊 井 希 志 子

出席説明員 教育企画担当部長 白石 高 士 生涯学習担当部長 齋 木 雅 之
教育人事企画課長 中央図書館長
庶務課長 都 筑 公 嗣 学務課長 正 田 智 枝 子
特別支援課長 阿 部 吉 成 学校支援課長 高 沢 正 則
学校整備担当課長 渡 邊 秀 則 生涯学習推進課長 本 橋 宏 己
済美教育センター所長 平 崎 一 美 済美教育センター統括指導主事 大 島 晃
済美教育センター統括指導主事 寺 本 英 雄 済美教育センター就学前教育担当課長 佐 藤 正 明
中央図書館次長 加 藤 貴 幸

事務局職員 庶務係長 井 上 廣 行 法規担当係長 岩 田 晃 司
担当書記 小 野 謙 二

傍聴者数 2名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第79号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 議案第80号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第81号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

報告事項

- (1) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について・・・・・・・・・・ 4

議案

- 議案第79号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 議案第80号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 議案第81号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

教育長 ただいまから平成29年第18回杉並区教育委員会定例会を開催します。

では、本日は對馬委員と折井委員から欠席の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録署名委員につきましては、教育長より事前に久保田委員とのご指名がございましたので、どうぞよろしくをお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、事前にご案内のとおり議案3件、報告事項1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、本日の議案につきましては、いずれも平成29年第4回区議会定例会への提出予定議案であり、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、区的意思形成過程上の案件となっております。

したがって、同法第14条第7項の規定により、議案の審議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案の審議は非公開とし、報告事項の聴取が終了した後に審議をすることといたします。

それでは、まず、報告事項の聴取を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは報告事項1番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明申し上げます。

生涯学習推進課長 私からは、平成29年10月承認分の教育委員会の共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。

10月分の合計でございますが、全部で22件でございます。定例・新規の内訳ですが、定例が21件、新規が1件となっております。共催・後援の内訳は、共催が8件、後援が14件でございます。

新規の1件でございますが、これは生涯学習推進課受付分でございます。2ページをご覧ください。新規の後援で、団体名が「荻窪祝祭管弦楽団」、事業名が「荻窪祝祭管弦楽団第4回定期演奏会」となっております。

私からの説明は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございましたでしょうか。お願いいたします。

教育長 この学校支援課の4番の方南小学校PTAの家庭教育講座、この間、本会議でも質問やご指摘があったインクルーシブに関する件ですけれども、「みんなの学校」上映会、多くのPTAがこういったのを取り上げて進めていて、インクルーシブ教育に対する知見を深めていきたいという、そういう取組で、最近、この何年間かこの映画を題材にして研修をするというのが増えてきていますよね。

私も区議会第3回定例会の決算特別委員会の中でお話をした件ですけれども、こういった形で理解を深めていくということはとてもいいことだと思います。区議会第4回定例会の本会議での答弁と同じように、こういったことは、保護者や地域の方はもとより、学校の関係者もそういった知見を深めていく、一緒に見て意見を交わし合うというのは大切なことかなと思います。

何回か前の校長会で、PTAの方々がこういう映画を見て研修をしているので、学校の先生方も一緒に見たらどうですかという話をした覚えがありますけれども、こういった形で、いろいろなところで知見を深めていくというのは好ましいことかなと思います。

庶務課長 ほか、いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。

以上で、報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議をさせていただきます。

その前に、庶務課長、何か連絡事項はございますか。

庶務課長 今後の教育委員会の日程でございますが、次回は12月13日水曜日、午後2時から定例会を予定してございます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

教育長 それでは、恐れ入りますが、傍聴者の方、ご協力をお願いいたします。

それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、説明をお願い

いします。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第79号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、ご説明を申し上げます。

特別区人事委員会は、本年10月11日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を526円、率で0.13%下回っていることから、公民較差を解消するため月例給を引き上げるとともに、特別給の支給月数を0.1月引き上げるものでございます。

区におきましては、こうした状況を踏まえまして、今年10月31日に、区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の給料並びに区議会議員の議員報酬の額等の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしましたところ、同年11月13日に答申がなされたところでございます。

答申の内容でございます。

昨今の日本経済は緩やかな回復基調が続いていること、また、本年の特別区人事委員会勧告において、月例給及び特別給がプラス改定であること、さらに、区においては財政の健全化を推進し、行財政改革を進めており、区議会においては内部改革を進めているなど、区長等の様々な取組は評価できるものであることから、区長等の給料月額及び議員報酬月額を0.1%、期末手当の支給月数を0.1月引き上げることが妥当であるとするものでございます。

区では、この答申を受け、検討いたしました結果、区長等の給与及び議員報酬等を答申どおり改定することといたしました。

なお、関連する4件の条例につきまして、条建てで改正することとしており、第3条は杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明をさせていただきます。議案の最後から2枚目に添付しております、資料2の「給与改定等の概要」をご覧ください。

教育長等の給料月額及び期末手当の支給月数を記載のとおり引き上げることとしております。

最後に、これらの改定等の実施時期でございますが、公布の日から施行することとし、特別職報酬等審議会の答申を踏まえまして、給料及び議員報酬に関する規定は本年11月1日から、期末手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。

議案第79号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第79号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第2、議案第80号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

それでは、説明をさせていただきます。

先ほどご説明いたしましたとおり、特別区人事委員会は、職員の給与等に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容でございますが、職員の給与が民間従業員の給与を526円、率で0.13%下回っていることから、この公民較差を解消するため職員の給料表を改定するものでございます。

特別給につきましては民間の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引き上げ、4.5月分とするものでございます。

この支給月数の引き上げ分につきましては、民間の支給状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ることとしております。

特別区におきましては、この勧告の取扱いにつきまして慎重に検討を進めた結果、勧告の内容を実施することといたしました。

そこで、本区におきましても職員の給与を改定する必要があるため条例を改正するものでございます。

なお、条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日にお

いて改正する必要があるため、2条建てで改正をしております。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2の「給与改定の概要」をご覧ください。

まず、給料表の改定でございます。公民較差を解消するため、給料表の給料月額を別表1のとおり引き上げることとしております。

次に、期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。現行の支給月数、平成29年度の支給月数、平成30年度の支給月数をそれぞれ記載してございます。職員及び管理職の勤勉手当の年間の支給月数を0.1月引き上げ、年間の特別給を4.5月分とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.05月引き上げ2.35月分としております。

最後に、施行期日等でございます。

第1条による給料表及び勤勉手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料表に係る規定は本年1月1日から、勤勉手当に係る規定は本年12月1日から適用することとしております。

第2条による勤勉手当に係る改正は、平成30年4月1日から施行することとしております。

そのほか、給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号給の調整を行うことができること等としております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見・ご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ございませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。

議案第80号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第80号につきましては原案のとおり可決といたします。

庶務課長 それでは、引き続きまして、日程第3、議案第81号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程いたします。

す。

それでは、説明をさせていただきます。

先ほど議案第80号でご説明しましたとおり、特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告では、職員の勤勉手当を引き上げることとしております。

また、区費負担の学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均等を考慮して改定等を行うことが適当であるとされたところでございます。

東京都の教育職員の給与につきましては、本年10月6日に東京都人事委員会から都知事等に対しまして報告及び勧告が行われたところでございますが、公民較差が極めて小さいため、給料表の改定を見送っております。

区では、これらのことを踏まえて慎重に検討を進めた結果、給料表の改定は見送り、勤勉手当を引き上げることといたしました。

このことに伴いまして、学校教育職員の給与を改定する必要があるため条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、資料に沿ってご説明を申し上げます。議案の最後から2枚目に添付しております資料2「給与改定の概要」をご覧ください。

勤勉手当につきまして、幼稚園教育職員と同様に改定を行うこととしております。

最後に、施行期日等といたしまして、幼稚園教育職員と同様に、この条例の施行日、適用日に関する規定等を定めております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

ただいまの説明につきまして、ご意見等ございますでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは採決を行います。

議案第81号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第81号につきましては原案のとおり可決といたします。

以上で議案の審議を終わります。
本日予定されておりました日程は全て終了いたしました。
本日の教育委員会を閉会いたします。